

災害等に伴う年会費免除についてのお知らせ

このたび台風 15 号、19 号の影響により被害に遭われた会員の方々に心よりお見舞い申し上げます。

(一社) 千葉県診療放射線技師会では、今回の被害に伴う会員への措置として、2020 年度の会費免除の対応をさせていただくことを理事会にて決定いたしました。

つきましては、対象となられる会員の方は必要書類を添えてお申し出下さい。

(申請期間)

- ・ 2019 年 11 月 30 日 ～ 2020 年 2 月 20 日

(申請書類)

- ・ 罹災証明書等 (コピー可) と災害による年会費免除申請書

(対象者)

- ・ (一社) 千葉県診療放射線技師会の正会員であること
- ・ 申請される会員名義の住宅 (居住されている住宅) が被害に遭われた方
- * 住居以外の被害や会員ご本人以外の名義の住宅に関しましては、申請の対象外となりますので、ご了承下さい。

(会費免除期間)

- ・ 2020 年度の 1 年間

(注意事項)

- ・ 年会費が免除されるのは (一社) 千葉県診療放射線技師会の年会費となっております。(公社) 日本診療放射線技師会に関しては、(公社) 日本診療放射線技師会へお問い合わせ下さい。
- ・ 会費免除申請が受理され、(公社) 日本診療放射線技師会と (一社) 千葉県診療放射線技師会にご入会されている会員は (一社) 千葉県診療放射線技師会の年会費が差し引かれた金額が (公社) 日本診療放射線技師会から請求されます。